

八尾春雄議員は令和5年3月議会で、1) 中央公民館の建て替えについて 2) 大字・自治会からの要望に関する町の対応について 3) 学校給食費値上げに関する12月議会での附帯決議について 4) マイナンバーカードについて の4項目に関する一般質問をしました。

○議長（吉村裕之君） 傍聴席の皆様、傍聴にお越しくださしまして、ありがとうございます。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それでは、2日目の午後でございますが、一般質問を行いたいと思います。

今回は、町政の重要な課題4点、質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、中央公民館の建て替えについてでございます。

2月21日の全員協議会において、広陵中央公民館再整備検討基礎調査業務の進捗と再整備基本方針策定支援業務の概要について、読み上げるのも大変な長いタイトルですが、こういう資料が配付をされております。この中では5つのパターンになっておりまして、Aが更新、Bが大規模改修、Cは機能移転、Dは広域連携、Eは学校連携の5つの選択肢を提示しているが、どうするつもりですか。これから、この中の一つを選ぼうと、こういうことなんですかと。東洋大学に300万円を払いまして、レポートを町は要請をしたわけです。届いていないんですか、早く出してもらいたいと言って、議会にも提示をしてもらって、住民の検討に付すということをやっていただく必要があると思います。

大きな二つ目でございます。

大字・自治会からの要望に関する町の対応について。

最近、自治会（大字）が法人格を持つことも可能となったが、町の対応は、任意加入団体としながらも、その地域を代表する自治組織として重要視しているように見える。重要視しているというふうには言っておりません。見えるというふうには正確に言っております。自治会に加入しない選択をした住民に対して、そのことのみを根拠に不利益はあるのか、ないのか、例えば自治会に配布依頼している広報などは、非加入であることを理由に自治会が配布を辞退した場合にはどうなるのか。

2、開発業者が事前協議で約束していた夜間照明を設置せず、夜になると真っ暗な新開地がある。地元の大字は、該当地域の住民が加入・非加入を問わず、約束どおりの夜間照明設置を求めているが、町はどのように対応しているのか、大字の要望には誠意をもって応えるべきである。町は、開発業者に照明の設置を迫る必要がある。

3番目でございます。

昨年12月議会での附帯決議について。

令和4年12月議会で、議案第89号、広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正することについてに関して、議会は附帯決議を可決している。5項目の決議について町はどのように対応する方針か。

2、特に5番目で、議会は1年後に町に対して、議会に取組について報告すること及び経過措置の対応について議会と協議することを求めている。これから9か月間どのように進めるのか。例えば、食材の入荷について別途帳合を通していているとの指摘がある。事実なら是正指導せよ。

日本国憲法第26条で、2、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とすると定めている。教育長の認識を問うものでございます。

4番目、マイナンバーカードについて。

国は、全国民にマイナンバーを付与したが、マイナンバーカードについてはあくまで任意としている。国が任意とした理由は何か。

来年後半に、現行の健康保険被保険者証を廃止し、マイナンバーカードに移行させるとの方針について不安が広がっているがどうなるのか。

マイナンバーカードの取得率を上げるために、自治体によっては、住民が活用できる制度をマイナンバーカードの未取得を理由として利用できなくする手法をとっているところが出てきている。例えば、岡山県の備前市でございます。我がまちがそうしたことをしないように求める。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 傍聴席の皆さん、傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず、1番目の中央公民館の建て替えについての御質問でございます。

一つ目の中央公民館の建て替えについて、A更新、B大規模改修、C機能移転、D広域連携、E学校連携の5つの選択肢をこれから検討するというスタンスであるのかとの御質問にお答えいたします。

本年2月21日の全員協議会で御説明させていただきましたとおり、現在、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興の在り方に関する答申結果を基に、公民館機能を十分に確保しつつ、財政全体や他の支出に対する影響を最小限に抑える方法を検討するため、お示した5つの整備パターンによる検討・比較・分析を行っているところでございます。今後は、分析結果等を踏まえまして、町民の文化芸術を享受する権利を実現するため、町民一人当たりの負担が過度に増大することのないよう、町として最適な再整備案を決定していくこととしております。

二つ目の東洋大学からのレポートはまだなのかとの御質問にお答えいたします。

本町と学校法人東洋大学との間で締結しております広陵中央公民館再整備検討基礎調査業務委託契約におきまして、本業務の委託業務期間は本年3月31日までとなっております。現在、基礎調査の内容につきまして大学との間で最終的な協議を行っている最中であり、3月28日に調査結果

の報告を受ける予定となっております。つきましては、また後日となりますが、議会へ御報告させていただく機会を設けさせていただければと考えております。

2番目の大字・自治会からの要望に関する町の対応についての御質問でございます。

議員がおっしゃるとおり、平成3年に自治会が法人格を持つことが可能になり、令和3年には、地方自治法改正により、不動産等の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可地縁団体として認可を受けることが可能となったものでございます。これまでは、安部区と南郷区が認可を受けておられます。

本町では、認可地縁団体に限らず、各区・自治会につきましては、地域への行政連絡の周知や地域主体の行事・イベント等に携わっていただき、重要な地域コミュニティとして考えておりますが、住民の方がそれぞれの地域で加入することにつきましては、任意であると認識しております。

一つ目の自治会に加入しない選択をした住民に対して、そのことのみを根拠に不利益はあるのかないのかとの御質問にお答えいたします。

行政として、そのことのみを根拠に不利益を被ることはないように相当の配慮をしております。また、広報紙につきましては、現在、区・自治会から届けていただいておりますが、区・自治会に加入していないことで、広報紙が届かない場合があることは認識しております。この場合の広報紙の配布に代わる対応といたしましては、町ホームページやLINEに掲載している電子版を御覧いただくほか、町内公共施設、郵便局や商業施設で取得していただく方法、また、身体的に不自由な方や配慮が必要な方等、お申し出いただいた方につきましては戸別配布を行っているところでございます。

全ての住民の方に情報等が適切に提供できるよう努めているところでございますが、区・自治会といった住民をつなぐ地域コミュニティは今後も重要であると認識しており、転入された際には、転入セットの中に自治会加入促進チラシを配布するとともに、自治会内ではコミュニティの必要性を転入世帯に呼びかけるなど、地域と行政が一体となって区・自治会の加入促進に努めているところでございます。

二つ目の開発業者が事前協議で防犯灯の設置を約束をしていたにも関わらず、未設置である状態に対する町の対応はとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、住宅開発に際しては、開発業者に町開発事前協議意見書にて開発道路に防犯灯の設置を依頼しているところであり、当該住宅開発も同じく意見書にて依頼をいたしました。

防犯灯の設置手順につきましては、通例では住宅が建ち並び、玄関の位置等が確定したタイミングにて、開発業者と地元区長と安全安心課職員が現場立会いを行い、防犯灯の設置位置及び個数を決定する協議を行っております。

当該住宅開発につきましても、防犯灯の設置手順に基づき、本年1月に開発業者から委任を受けている測量設計業者と萱野区長と安全安心課職員が立会いを行い、防犯灯の設置に向けて協議を行ったところでございます。現在は、既に萱野区が電気代を支払うための手続に入っており、早期の

防犯灯設置に向けて進めている状況でございます。住民の皆様には御不便をおかけしますが、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

3番目は教育長がお答えいたします。

4番目のマイナンバーカードについてでございます。

一つ目のマイナンバーカードについて国が任意とした理由は何かとの御質問にお答えいたします。

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤として、平成25年5月に番号法が成立し、通知されることとなっております。番号法が成立し、行政手続におきまして、御自身のマイナンバーと本人確認書類の提示が求められることとなったことから、マイナンバーと本人確認を一度で証明できるものとして、マイナンバーカードが導入されたところでございます。

番号法には、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする規定されていることから、マイナンバーカードの申請は任意となっており、あくまでも利便性向上を目的として導入されたものでございます。

また、紙の健康保険証を廃止する方針はマイナンバーカードを義務化するものではなく、健康保険証一体化を加速し、メリットを国民・医療関係者に実感していただくことを目的としているものでございます。

二つ目の健康保険被保険者証を廃止し、マイナンバーカードに移行させるとの方針に不安が広がっているがどうなるのかとの御質問にお答えいたします。

国におきましては、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証に切り替えることに伴い、マイナ保険証を持たない人でも保険診療を受けられるよう資格確認書を発行する方向で調整されているところでございます。

現行の健康保険証につきましては、混乱を避けるため、廃止後も一定期間有効とする方針でございます。健康保険証廃止後の資格確認書は、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載されることとなります。有効期間につきましては、1年を限度として各保険者が設定することとし、様式は国が定める方向であると伺っております。

三つ目の住民が活用できる制度をマイナンバーカードの未取得を理由に利用できなくする手法をとっているところが出てきているが、本町ではそうしたことをしないように求めるとの御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードの取得を普及促進するために様々な手法をとっておられる自治体もございます。例として挙げさせていただいております岡山県備前市では、マイナンバーカードを園児、児童、生徒を含む世帯全員が取得しておれば、学校給食費などを無料にするという条例案が出されております。

給食費等の無料につきましては、目的は子育て支援ということでございますので、マイナンバーカードを取得しているかどうかで差が出るのは、教育の機会均等に反し、公平さに欠けるのではないかとの意見が出ており、抗議デモや署名を集められておりますが、国がマイナポイントの付与を

行っているのと全く同じであり、インセンティブがマイナポイントになるか給食費になるかの違いであるとのことのようでございます。本町におきましては、現時点ではそのような手法をとることは考えておりません。

マイナンバーカードにつきましては、今後の国民の暮らしをよくしていこうという国策でございますので、今後ともマイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 傍聴席の皆さん、こんにちは。傍聴に足をお運びいただき、誠にありがとうございます。

それでは、八尾議員さんの昨年12月議会での附帯決議についての御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の5項目の附帯決議について、町はどのように対応するのかとの御質問にお答えいたします。

令和4年12月議会で、広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正することにつきまして、5項目の附帯決議を可決いただきました。附帯決議の一つ目が、児童生徒に対し、栄養バランスがとれた安心安全な給食を提供することでございます。こちらにつきましては、給食費が4,600円に改定されたことで、今までと同様に栄養バランスのとれた安心安全な給食の提供が可能となりました。しかし、まだまだ食材の高騰は続いており、食材の選定及び献立の工夫を行いながら、栄養バランスはもちろんのこと、地産地消を取入れたおいしい給食や食育につきましても栄養教諭を中心に取り組んでおります。

二つ目は、町は国に対して、給食費支援及び学校給食の無償化を強く要望することでございます。本町といたしましても、県を初め、他市町村と連携して、今後国に対し要望してまいり所存でございます。

そして三つ目は、賄材料費等の抑制に向け、あらゆる手法を研究し努力をすることでございます。こちらは、本年1月18日に広陵町食育学校給食納入組合の方々と教育委員会とで話し合いの場を設けさせていただきました。給食物資の安価な調達に向け協議を進めてまいりますが、町内の子供たちに良質な食材を納入するため日々努力していただいていることも改めて聞かせていただきました。入札につきましては、5校に決められた時刻までに配送するということに対して応札してもらえるのか、入札が不落となった場合、給食が提供できるのかなどリスクもあり、今後慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。

四つ目は、給食費の改定については保護者に対し丁寧な説明をし、理解を得られるように努めることでございます。こちらにつきましては、本年1月30日に給食委員会を開かせていただき、給食委員の皆様にご報告させていただきました。その上で、本年1月31日に小学校全保護者に対して、通知文を配布しましたが、教育委員会や学校への問合せは今のところございません。直接説明に行かせていただいた3校のPTA役員の方からも、値上げについての反対意見はなく、給食について感謝のお言葉をいただきました。

また、町の広報3月号でも給食の特集を掲載しており、令和5年度1年間、特集として給食を取上げ給食を特集し広報を通じて様々な給食のこと

について知ってもらえるように検討しております。

そして最後の5つ目が、1年後、上記に係る取組について議会に報告し、また、経過措置の対応につきましては、議会と協議することでございます。こちらにつきましても、これまでの途中経過を説明させていただいたとおりでございますが、今後、子供たちの安心安全でおいしい給食の提供のために、学校、栄養教諭、そして教育委員会が一丸となって取り組み、進めていく所存でございます。

続いて、二つ目の議会に1年後に取組への報告と経過措置の対応について協議することとしている。どのように進めるのか。また、食材の帳合が事実なら是正をとの御質問にお答えいたします。

一つ目の質問にお答えしたとおりではございますが、残り9か月間、食材の高騰について情勢を注視しながら、時々状況に合わせて取り組んでまいります。

また、食材の入荷に帳合を通してという指摘があるとのことでございますが、給食物資は、過去に学区の業者に発注しておりました。給食委員会で食材検品を行っていただいた際に、各校での食材の品質がばらついてると指摘を受け、広陵町食育学校給食納入組合に品質の統一をお願いした経緯がございます。このようなことから、それを帳合を通してということにはならないと考えております。

最後に、三つ目の日本国憲法第26条に対する教育長の認識を問うとの御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、最高裁判所の見解として、義務教育は、これを無償とするという意義は、国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められることから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であるとされております。このことから、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとされました。その後、義務教育の無償とする範囲が問題となり、教科書代も無償となっております。私といたしましても、国の見解のとおり学用品や給食費につきましては、生活が苦しい家庭は制度としての支援があることから、最高裁判所の判例に従うべきであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） それでは、2回目の質問に入っていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

公民館ですけど、2月21日に議会の全員協議会というのが開催をされまして、質問にしたとおり5段階のやり方があるんだと、こう書いてあるんですが、建て替えを求めるといふ方々からすれば、Aが焦点でしょうね、やっぱり。更新・建て替え。妥協しても大規模改修でBというところだと思ふんです。この資料があるんですけど、この横に、コストアップと書いてあるんです。議員に説明するときコストアップですよと、だからそ

んな選択肢はできませんよというふうに言っているのと同じように聞こえました。ところが、3月5日に運動をしておられる方々が中心になって、「チャリティー文化のつどい」というのをやられて、私たまたま吟詩会に入っているもんですから、ステージ係をやるように求められまして、一生懸命はいつくばってやっていたわけです。いろいろ感じるところがありました。

お話をいろいろ聞いてみますと、例えば、お琴やっている方々は、公民館の2階にあれを持って上がるというのはなかなかつらいものがあります。私、ステージ係やっていて、いや、運ぼうかなと思ってやったんだけど、ちょっとまずいなと。琴壊したらえらいことになるから、申し訳ありませんって。そんなに重くないんですが、かさばるんです。前から言われているように、公民館はエレベーターもありませんし、外付けのエレベーターをつけるとなると相当のお金がかかるということだから、大藪実行委員長さんが、そのチャリティーの途中で御挨拶されたのを私横で聞いておりましたんですけど、こんなこと言われたんです。この公民館建ててから50年経ちますと。使ってみて、いろいろ都合の悪いところが出てきているということがあって、何とかしてもらいたいと思っているんだと。音響がもう一つだったり、もともと音楽系の建物じゃないですから、音響はよくないわけです。エレベーターの話もあります。いろいろなところで使い勝手が悪くなっているんで、建て替えをしてもらいたいということで運動をしてこられたわけです。待っているのでははかが行かないというので、利用しておられる方が中心になって、去年の3月にもされたし、今年は2回目ということで、お金も集めて、何か十何万円だというふうに聞いていますけど、お金も集まったので、また町のほうへ届けようという心意気だそうでございます。

こうした住民の方々は、高齢になって家に閉じこもっているだけでは、人と人との交流ができないし、またちょっと頑張ったら体も元気になるということで、交流の機会を非常に大事にしておられると思うんです。単に社会教育だけの話ではないと。介護保険の関係にも影響してくる可能性もある。いろいろな意味で総合的な効果がある話だから、率直に言って、一体いつまで待てというんですかという話だと思います。教えてください。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） まず、八尾議員からおっしゃっていただきました、いつまで待てというお話につきましては、これ以前から町長のほうからも御答弁させていただいておりますとおり、今回の任期中に何らかの結論を出すということでお話をさせていただいておりますので、その方針につきましては変わりのないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） えらいつっけんどんな答弁ですな。ところが、そんなやりとりをしながらですよ、2月21日には、今言われた建て替えやか大規模改修では値段が上がりますよということを示して、議員のところに報告しているわけだから、議員の皆さん、こんなことでは経費が賄えないから、もうこれ勘弁してよというふうに言っているのと同じだと言っているわけです。ということだから、どういう時間待ったらそれで済むんですか。実行委員会をされた会長のお話も誰か聞いていたの、それ。その催し物を主催した人たちがどんな気持ちで準備されていたのかちゃ

んと聞いていたでんすか、誰が聞いていたんでんすか、どうぞ。

○企画部長（奥田育裕君） （聴取不能）

○議長（吉村裕之君） 反問権認めます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 第2回の実行委員会の責任者が、今日の催し物をどのような趣旨で開いたのかということをお尋ねされたわけです。町の担当者は聞いていましたか、もし聞いていたらどういうふうにお受け止めましたかということをお尋ねしています。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 私ども企画部のほうでは、こういった催し物をされるということでは、いついつにこういう場所でされるということは伺ってございましたけれども、教育委員会のほうで、それ以上にこういった趣旨でということをお尋ねしたのは、また教育委員会のほうで確認いただけたらと思うんですが。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 大変申し訳ないんですけども、教育委員会としましては、教育長にオープニングの前までは出席いただいたんですけども、会長のお話は聞いていないというのが現状でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 300人を超える方々が、このコロナの中で集まって、良い企画だったということで参加された方は確信になったそうですが、町の担当者が、この会がどんなふうな催しで、何を言いたいのかということをお聞きにも行かない、確認もしないと。それはちょっと問題があるんじゃないですか。その人たちの熱意はちゃんと買わないと。できるかどうかは別や、だけど、ちゃんとその人たちの言っていること、願っていることをちゃんと受け止めるということぐらいしてもらわないといけませんけど、こういうやり方は問題があると思いませんか。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 担当者がこういった催し物を住民の方々がされるかということをお尋ねするところを、今回の件は、特に把握しているかしていないかというのはいろいろなケースがございますので、どこまで把握していたか、していなかったという問題もあるかと思えます。

また、今回の催しに関しましては、町としても後援という形でさせていただいておいたところでございますので、そういったところでは、しっかりとこういった趣旨で行われるのか、行っていただいているのか、それに参加されている方々の気持ちというのはどういうものかということをお尋ねする、そういった町も後援をするという機会を通じて把握はさせていただいていたというふうにお尋ねしております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） その返事をそのまま受け止めるわけにはいきませんが、具体的に要請が私のほうにちょっとありました。エレベーターのあるさわやかホールを、こういう社会教育団体の活動にも使えるような仕組みができないかということなんですが、研究してもらえませんか、そして許可していただけませんか。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） 私のほうから少しお答えをさせていただきます。八尾議員がおっしゃっていただいたのは、5つの選択肢を御紹介いただいたわけですが、その中の機能移転というところで、そういったおっしゃっていただいたような、さわやかホールの中で活動ができないか、使えないかという部分も含めて現在検討をさせていただいておりますので、その結果は少し時間はかかっておりますけれども、お待ちいただいて、また報告書のほう御説明させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それに重心を移動するという意味ではありませんから、現時点でできることはしたらいいんじゃないですかという趣旨で言っておりますので、誤解をされないようお願いしたいと思います。

そしたら、これは結論は今日出せませんから、引き続き質問をしてみたいと思います。

2番目いきます。

これ場所、箸尾ですね。近鉄の箸尾駅、ちょっと横へ行きますけど、色が塗ってあるのが13件新しい家ができて、転入者があるわけです。それで、ここの恐らく角っこのところに防犯灯をつけないとだめなんだろうというのは素人でも分かるわけです。たまたま私そこを通りかかっていたら、住民の方から私のところへ声かかりまして、どうされたんですかと言ったら、いや、ここ夜になると真っ暗なんですというふうに言われるので、分かりました。じゃあ、一回時間ずらして夜来てみますわとって、今、門灯、それぞれの家にある門灯ありますよね。それがぽっぽっぽとついているのが唯一見える明かりなんです。こういうところを暗くしたまま過ごすというのはなかなか大変なんです。

答弁書では、今大字と協議して、電気料金の支払いとかやっていますよということだから、スタートしたわけだけど、開発許可を出す場合には、事前審査というのはやっぱり町がやっているわけで、この業者さんと、社長さんと私電話でやりとりしたことありますけど、1年6か月たっても決裁が下りなかったというふうにぼやいてました。それは業者さんのほうがちゃんと答えなかったからそうなんだろうと思いますけど、だけど約束したことをちゃんと守っているかどうかのチェックぐらいは町にしてもらわないといけないんですが、私が一番心配しているのは、この後、ここ空き地、田んぼとか畑とかいろいろありますから、駅が一番近いところだし、都市計画審議会でも駅前開発のことについては重要課題だということに位置づけになっているわけだから、どういう方針で臨もうとしているのかということが非常に課題になると思うんです。

ここにも書いてありますが、現地というのは駅前の袋地なんですよ、袋地。お地藏さんのところからしか入れない、あとは車が入れないんです。

コントロールができない、統制が取れないようなミニ開発が今回5件、今回3件とかいってやられたら、もうぐちゃぐちゃになって、まちづくりとしてはもう成立しなくなるので、何か土地の買収に入っている業者さんもあるように聞いております。確認はしておりませんが、今そういう状況なんですって。焦点がだんだん合ってくるわけです。ということなんで、町の側としては、ここを本当にどうするのか、個人の資産ですから、その方の判断もあるでしょうけれども、まちづくりの在り方として、駅前開発ということも言っているわけだから、開発だけではないんですよ、駅前の使い方についてどうしますか、ここ。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 箸尾駅前周辺地区につきましては、今策定しております都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画におきましても、拠点地区と考えております。まずは箸尾駅前自身が駅前広場もなく、主要なアクセス道路も整備できていない状況ですので、その中で都市計画決定されている箸尾駅前線をどういうふうに整備するかということも今一番考えております。その中で、その次に、今おっしゃっていただいている部分については、有効な空地になっている、未利用な状態になってございますので、そこも同様な土地活用はこの地区にとってふさわしいのかということも含めながら、基盤整備を考えていきたいと考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 大体予想したとおりの答弁でございました。大事なところだというふうに認識しているということだと思うんです。虫食い状態になったり、それから、道路の整備が遅れたりするとまずいわけですから、地権者の方に相談をかけて、やり方はいろいろなやり方があると思いますけど、計画を遂行するスピードをちょっと引上げないと、業者さんのほうは儲けのために買収に走って、さあ、どうして造成して売ろうかなんていうことになりかねないわけだから、そこらあたりもう少し真剣に取り組んでいただきたいなと、こういうふうに思います。

近鉄田原本線の下をくぐっている道路が1本あるんですが、前にも紹介しました。高さ1メートルあるかないかで、小学生ぐらいしか通れません。私は、かがんでしか通れません。それから、近鉄箸尾駅から人間様1人が歩いて通れる細い道路が1か所あるんですけど、ここはもう単車入ったら、原付バイクぐらいは通れますけど、大きなバイクは通れませんし、そういうことがありますから、地蔵さんから入るしかないんです。だから、そういう意味で、ここのあたりの焦点を、開発が今回たまたま13件ありましたから、逆に言うと、お住まいされてどうですかと、よう広陵町に来ていただいたんですねということで、声かけながら、暮らすのにどうですかということだっただけ聞いていただいたらいいんじゃないかなというふうに思えるような場所でございます。

駅前開発とか再整備とかいうて、いろいろ言葉は難しいですけど、実際にはそういう要望というのは、土地の所有者から出なかったら動かないんですか、それとも政策がそれなりに整備されたら、問題提起ということで出したりするんですか、どういうやり方をとられるんですか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 箸尾駅は、広陵町の唯一の鉄道駅ということで、古くから計画があると。都市計画道路の決定もされており

ましたので、そういう意味では、町の長年の課題であると考えております。地元からいろいろな要望も上がっておりますので、できるだけ早く地元と相談しながら、計画を作っていきたいというふうに考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 今日、ちょっと傍聴の方もおいでになるので、説明だけしておきますが、的場に中堀医院という病院があると思うんですが、あそこから北上して、左のほうにぐりっと回って、箸尾駅の南側を通る道路が50年ほど前に都市計画道路で決定されて、いまだ取り消されていない、だから生きているということでございます。町もそのあたりをどういうふうに活用したらいいのかということで苦勞をいただいているわけですが、引き続き、とにかく住民合意のまちづくりということを視点にやっていただきたいし、もう少し住民の中にも入っていただけたらというふうに思います。

1か所、この開発によって、今まで見えなかったところが、家の裏がごみ屋敷と言ったら失礼になるけど、いろいろ散乱していたのが、この間行ってみたらちょっと片付いていました。気にされているんだろうと思います。だから人の目に触れるというのは、そういう意味もあるから頑張ってください。お願いします。

3番目いきます。給食のことでございます。

答弁でもいろいろと給食のことについて理屈を、最高裁判決まで持ち出されていますから、ちょっと読み上げますけれども、学校給食の無償化を求める根拠、これが一体何なのかということをもう一回確認しておく必要があるんじゃないかと。これは、義務教育は無償とすると定めた憲法26条第2項や教育基本法の第4条第2項には、義務教育については、授業料を徴収しないことと明記されている。当初は自己負担が求められていた学校の教科書についても、教科書無償措置法等により無償化されてきている。これは、教育長の答弁のとおりです。

栄養バランスのとれた温かくおいしい学校給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子供の貧困対策にとって重要な課題であること。みんなで同じものを食べ、協力して配膳する給食は学校生活を豊かにする連帯感や協働の精神を養える食育と呼ばれる教育活動でもある。

教育基本法第4条には、国及び地方公共団体は能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な者に対して、少額の措置を講じなければならないと規定している。

学校教育法第19条には、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定をしています。しかし、学校給食法の第11条で、学校給食費は保護者負担とされていることについては、実はこれは国会でも取上げられまして、これは自治体が学校給食の費用の一部を、賄い材料費の一部を負担することを禁止する意味ですかという質問が国会であったわけです。この答弁には、政府はどういうふうに答えているかといったら、給食費の一部を援助する、補助することを禁止する意図ではない。さらに、地方自治体はその判断によって全額補助することを否定するものではないということも国会で答弁したんです。無償化を拒否するという、こういうことの根拠にこの学校給食法を使うというのは少し時代遅れになったと、こういうことでございます。

学校給食の無償化は、物価高騰、格差と貧困拡大の中での緊急課題であり、社会保障と子育て世代の教育費の負担軽減は経済を立て直し、少子化対策を重要な柱とするものです。学校給食の無償化を求める運動は発展をし、全国で無償化を実施する自治体が広がっている。昨年の12月議会で、我が広陵町議会は、小学校の給食費の引上げに賛成する議員さんでしけれども、国に対して、学校給食費の無償化を求める意見書というのを提案されて、これが全会一致で可決されたんです。このときには、76自治体が無償化をしていますよということが書かれているんです。今は何ぼかといったら、254自治体、昨年の12月末で254の自治体で給食費が無償になっていると、だから急激に広がっているということ、こういうことなんです。ところが、2月号の広報こうりょう、かわいらしい児童の、うちの孫と同じクラスだそうです。誰それちゃんとか孫が言っていましたけど。「おいしい給食と子どもたちの笑顔のために」と、こう書いてあるんですが、この中身を読みますと、何が書いてあるかということ、自治体が賄い材料費を援助することを拒否するものではないという視点がないんです。学校給食法で賄い材料費は保護者の負担にせよというから、そのとおりしか計算していないんですよ。教育長知っていたでしょう、国がそういうことを援助しても問題ありませんよと国が言うているの知っていたでしょう。これ何で書かないんですか、こんなこと。キャンペーンやん。12月議会で決まったら、えらいこっちゃと。これ実は、730筆もの値上げを保護者に負担をさせないでくださいという署名活動があって、町長と議会議長のところに要請があったわけです。議会だよりでは、それは載せないことになったから、それはそれで手続としてそういうことだと思うんですけど、少し慌てたんでしょうね、恐らくね。私たちの暮らしが本当に厳しいものになっているということを反映するなら、これはやっぱり根拠のある話だからということだと思うんですけども、一体これどうするんですか。答弁書ではいろいろ書いているんですけど、9か月間様子見ますわと、こういうことですけども、議会の中の議論では、努力の結果、値上げをせざるを得ないような環境になれば、そういうこともあるだろうというふうになるし、住民の合意で賄い材料費の一部、あるいは全部を自治体が負担するということだって選択肢として否定されていないよと。昨年の4月から第3子については、4,200円のうちの4,000円は町が負担をするという、これはもう大事な政策を実行されたわけだから、3人目になったんだったら、今度2人目何とかしてほしいわいうて、そんな声も私聞いているわけです。

この問題についてはどうするんですか。このままだと来年の4月から400円、保護者負担で上げることになりまして、保護者負担を軽減化する方向で、そういうことも含めて考えるということをやってもらいたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 給食費に関しましての御質問ですので、お答えさせていただきます。

政府のほうで、賄い材料費の一部また全額を市町村が負担しても構わないということに関しては存じ上げております。ただ、そちらの広報に関しましては、学校給食法での決まりのことを書かせていただいておりますので、そこまでの記載というまでには至らなかったということにはなりますが、あと補助に関しましては、今回、1年間400円、1人当たり400円、小学校に関しましては負担を、令和5年度ということになりますが、この4月から令和6年の3月までは、1年間400円を補助させていただき、その間、学校給食費に関しての値上げに関して周知等を図っていくと

ということになります。ですので、400円を11か月掛けるのを2,228人ということになりますので、およそ980万円の補助を1年間行うことになります。ただ、先ほどから附帯決議にもありましたように、この値上げに関しましては、これがとどまるかどうかというのは、今後見据えての話になってまいりますので、そこは、今後の値上がりも考え、すぐには4,600円から上げるというわけにいかないわけですが、その4,600円が適正なのかどうかというのを見極めるためにも、二、三年は見させていただけたらと思っております。

あと補助に関しましては、やはり賄い材料費全て小中学校となりますと、約1億4,000万円の町費が必要になってまいりますので、そこを、もちろん子供たちのためにという、議員もおっしゃっておられる部分、住民の方のおっしゃっておられる部分も分かるんですけども、それを子供たちのために充てるのか、また違う財政の使い方をするのかというのは、今後また考えていかなければならないんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そしたら、これを出さんといかん。せっかく準備したのでお披露目ができなかった。ここにも書いてありますが、賄い材料費に公費投入も可能というものと、国の方針は。それで、これを当たり前にしてしようというキャンペーンのチラシでございます。議会議員の中で、議会報告をされている方のちょっと紹介だけしておきますけれども、給食の材料費は必ずしも保護者負担だけで賄う必要はありません。子育てを応援するまちとして徴収する給食費を抑えるために予算を設けることも可能ですと、こういうふうに書いている議員さんもおいでになります。いろいろな方がこの問題について関与しておられるわけですから、ぜひ考えてほしいんですけど、ちょっとこの問題で、しまいの質問をしますけど、広陵町、7つの自治体と接していますね、7つ。うなずいておられる。高田、香芝、上牧、河合、三宅、田原本、檀原、この7つの自治体で、小学校の給食費上げますということを決めてる自治体はどこですか。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 私ども7つの自治体に確認したわけではないんですけども、今、引上げるということで聞いておる自治体はございません。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そうということなんですって。だから、近所のちょっと様子を見て、そっちもやったんかいうてやるのとは、付和雷同型ではないというのははっきりしているんだけど、しかし、この時期に何も15か月先の引上げを決めるという必要はなかったんですよ。むしろ、学校給食費をどうやって軽減化するかということをもっと熱心にやっていただく必要があったんじゃないかということです。これは矛盾は、そのまま継続しておりますので、これをどうするかというのは、全住民的な検討課題になるんじゃないかと思います。

最後、マイナンバーいきます。

8割の方がマイナンバーカードの取得ということで申請をされたという、そういう報告がありました。まだ2割も抵抗していますね。これはなか

なかね大したもんだと思います。それで備前市の話が出ていますけど、ここは、ちょっと紹介しますけど、学校給食費、保育料それから教材費の一部、それから、海に接していますから漁業者がおられます。物価高騰対策支援の給付金、こういうのがあるんですって、その自治体では。それで、家族全員がマイナンバーカードを取得していたらこの制度は使えますと。だけどそれはもう全部一旦廃止したから、申請してもあんだのところ一人まだ持っていないからあかんよというてはねるというわけです。これは、広陵町ではそういうやり方しないということは明言されましたけど、目の前に人参ぶら下げて飛びつくような行政のやり方というのはちょっと問題があると思うんですけどね。小原部長の名前を挙げて申し訳ないけど、国策に賛成する人にだけマイナポイントあげるとするのは、倫理上問題があると思うけどどうやと言ったら、いや問題ないでと言ったけど、小原部長、もう一回聞きます。もう答弁訂正するんだったら今のうちですよ、どうぞ。

○議長（吉村裕之君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） 一応、私の考えは変わってございません。国策、国の決められたことですので、町も従って、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 具体的にもう少し聞いてまいります。マイナンバーカードには、代理人の登録があるんですよね、代理人というのがあるんです。管理者の。DVに遭っている女性がそれを抹消する手続きをしないと加害夫にばれちゃうということがあるんですけど、それは認識しておりますか。また、窓口ではちゃんとそれ指導していますか。

○議長（吉村裕之君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） もちろんDVに関しましては、どこに住んでいるかどうか分かったらあきませんので、その辺につきましては把握をして、対話しているところでございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） やっているということだったら、それで聞いておきますけどね。医療機関でマイナ保険証を使ってくださいと、機械壊れることあるんですって、機械。カードリーダーが読み取れないと、こういう場合がありますけど、どうするんですか。

○議長（吉村裕之君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） その点につきましては、そういった話は今は聞いておりませんが、機械のことですので、そういった故障というのは出てくる可能性は当然あると思います。それにつきましては、今後どうしていくのかはまだ決定はしておりませんので、ちゃんとできるようにしていきたいと考えております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） なくすこともありまして、私、財布の中に入れて1か月ほど出てこなかったことがあるんです。それで、もう半分半泣き

になって、住民課へ行って、すまん、すまんとか言って、ちょっと国保証発行してとか言ったら、分かりましたと言って、5分後に出てきました。マイナンバーカードで健康保険証にしたら手数料かかりますね。何ぼですか。受け取れるのはいつですか、再発行。

○議長（吉村裕之君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） 申し訳ございません。今のところちょっと幾らかかるかというのはちょっと忘れまして。ただ、今マイナ保険証ですね。マイナンバーカードをなくされた方についても早急に発行できるように。今だったら結構時間はかかるということですねんけれども、マイナンバーカードでございますが、特急発行という形で、1週間で発行できるように国のほうは考えているというところでございます。手数料につきましては、またちょっと後で報告させていただきます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 具体的な制度の中身を部長あんまり把握してないんだね、あなた。よくないよ。1週間もかかるんだったら大変やん。それから年金受給者のところに、3月の段階で法令を変えて、これマイナンバーカードと紐づけしてよろしいかというので問い合わせがいくんですって、それで、嫌ですというふうにやったら、紐づけしないんだけど、何もせんと放っておくと言ったら、本人が返事しなくても紐づけするんですって。こういうやり方も僕は違法なやり方だなというふうに思っているんです。

最後にこれ聞いておきます。奈良県のある自治体で、市役所ですけど、マイナンバーカードができましたので取りに来てくださいという方がありましたので、行ったんですって。ほんなら、もう交付済みになっていますよいうて、パソコンで交付済みに入力されていたんだって。現物は、マイナンバーカードがないんです。それで今どうなっているかといったら、警察が入って捜査中なんですって。情報入っていますか、どんな対応ですか。

○議長（吉村裕之君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） そういった情報はちょっと私ども入ってございません。ただ、マイナンバーカードを誤って送られてきたという状況は聞いております。それにつきましては、写真が、人の写真があったということは聞いております。そのときは申請時のときの写真の添付誤りで間違いがあったというのを聞いておりますが、今の八尾議員おっしゃった内容については、ちょっと存じ上げてございません。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） いずれどこかで報道されるかもしれませんが、現実にはそういう問題が起きているわけです。だから、いろいろなところでいろいろな矛盾が噴出をしているんですって。ですから、前に、広陵町はマイナンバーカードの取得率がワースト5に入っているなどと報告がありましたけど、立場が変わると違う表現なるんですね。私は、ベスト5だというふうに聞きましたから、そういうことに心配をして、安全な暮らしを確保したいと思う人がそれだけおられるなということだと思っております。この問題はまた引き続き取り組んでいきますけれども、しかし、いろんな情報が、個人情報の保護法も、今回、去年の暮れですけど、国の法律が整備されたので、それぞれの自治体で定めている条例については一旦廃止をするということをやったわけです。そういう意味も含めて、住民の声がきちんと届くような個人情報の管理をお願いして、質問を終わります。

○議長（吉村裕之君） 小原住民環境部長！

○住民環境部長（小原 薫君） 先ほどの手数料でございますが、1,000円でございます。

○議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。



